

燕市の素案の構成	【新潟市】	【上越市】	【新発田市】	【柏崎市】	【妙高市】
第3章 協働					
(協働のまちづくりの推進) 第17条	(協働の推進) 第19条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するものとします。 2 市は、協働を推進するため、必要な情報の収集及び提供、交流の支援、相談並びに研修を行う場及び機会の確保に努めるものとします。 3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。	(協働) 第34条 市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。 2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。		(協働の仕組み) 第8条 市民と市は、お互いの役割と責任の下に、良きパートナーとして連携してまちづくりに取り組むものとする。	(市の責務) 第12条 3 市は、公平公正を基本として、市民に対し、自治に関する情報の提供及び必要な支援を行い、協働による自治を推進するものとする。
(協働事業) 第18条	(市政運営) 第13条 市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として市政運営を行わなければならない。 (1) (2) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、施策及び事業の実施に当たっては、協働を図ること。 (3) (4)				
(人財の育成) 第19条		(人材育成) 第36条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。			

燕市の素案の構成	【新潟市】	【上越市】	【新発田市】	【柏崎市】	【妙高市】
第4章 市民参画					
(市民参画の推進) 第20条	(市政運営) 第13条 市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として市政運営を行わなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民が広く参画のできる機会の確保に努めることにより市民の意思を市政に反映させること。 (2) (3) (4) 	(市民参画) 第33条 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。 3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。 	(市民参画と協働の対象) 第7条 市は、次の各号に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参画を求めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設等の設置に係る事業計画等の策定又は変更 <ol style="list-style-type: none"> 2 市は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画を求めないことができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 軽易なもの (2) 緊急に行わなければならないもの (3) 市の内部の事務処理に関するもの (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの 3 市は、第1項の規定にかかわらず、市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するものは、市民参画を求めないことができる。 4 市は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、他の法令等の規定により市民参画の実施の基準が定められているものは、当該基準に基づき行うものとする。 5 市は、第1項の規定にかかわらず、市民参画を求めなかった場合は、その理由を市民に説明しなければならない。 (市民参画の時期) 第8条 市は、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策のできるだけ早い時期から市民参画を求めるよう努めなければならない。		(市の責務) 第12条 市は、市の政策立案等の過程において、市民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 2 3

<p>(市民参画の方法) 第21条</p>			<p>(市民参画の方法) 第9条 市は、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる方法のうち施策の内容に応じて必要なものにより市民参画を求めなければならない。 (1) 意見公募手続 (2) 意見交換会 (3) アンケート (4) ワークショップ (5) 附属機関及びこれに類するものへの市民公募 (6) 前各号に準ずる方法</p>		<p>(計画策定等における市民参加の原則) 第13条 市は、広く市民参加を求め、市政の柱となる各種の計画策定等を市民と協働で行わなければならない。</p>
<p>(審議会等) 第22条</p>	<p>(附属機関等の委員の公募) 第16条 市長等は、附属機関等の委員を可能な限り市民からの公募により選任するものとします。 (情報の公開等) 第15条 (3) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び市長等が設置するこれに準ずる機関(以下「附属機関等」といいます。)の会議の公開に関すること。</p>	<p>(審議会等) 第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。 3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。 4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。</p>	<p>(審議会等の委員) 第13条 市は、その所管する審議会等の委員の構成の中に、公募により一般の市民を積極的に加えるよう努めなければならない。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合、専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であって公募によることが適さないと認められる場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(委員の市民公募) 第18条 市は、審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下これらを「附属機関等」という。)の委員を選任する場合は、その全部又は一部を公募により選任しなければならない。ただし、法令等の規定により公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。 2 附属機関等の構成員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めなければならない。</p>	
<p>(対話の場の設置) 第23条</p>	<p>【八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例(大阪府)】 (対話の場) 第10条 市民は、自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場を設置するよう努めるものとする。 【薩摩川内市自治基本条例(鹿児島県)】 (対話の場の設置) 第17条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。</p>				
<p>(パブリックコメント) 第24条</p>	<p>(市民意見の提出) 第17条 市長等は、新潟市市民意見提出手続条例(平成19年新潟市条例第71号)に定めるところにより政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の参画を促進するため、重要な政策の企画、立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表して市民の意見を求めなければなりません。 2 市長等は、市民から提出された意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければなりません。</p>	<p>(パブリックコメント) 第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。 2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。 3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。</p>	<p>(市民の自発的な提案等の取扱い) 第12条 市民は、自発的な提案等を行うおとす場合は、別に定めるところにより行うものとする。 2 市は、前項の規定による市民からの自発的な提案等があった場合は、その提案等について検討しなければならない。 3 前項の規定による検討結果の取扱いについては、前条第1項の規定を準用する。</p>		<p>(計画策定等における市民参加の手続) 第14条 市は、前条に規定する計画等を策定しようとするときは、当該計画を公表し、市民に意見を求めるものとする。 2 市は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。</p>

<p>(住民投票) 第 25 条</p>	<p>(住民投票) 第 18 条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより住民投票を実施することができます。</p> <p>2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p>	<p>(市民投票) 第 38 条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。</p> <p>2 年齢満 18 歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20 日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。</p> <p>4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。</p> <p>5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。</p> <p>6 市長は、第 2 項の規定による請求及び前 2 項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。</p> <p>7 市長は、第 2 項の規定による請求が請求権者の総数の 4 分の 1 以上の者の連署をもってなされたときは、第 3 項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。</p> <p>8 市民投票の投票資格者は、年齢満 18 歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。</p> <p>10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。</p>		<p>(市民投票) 第 20 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、市民投票を実施することができる。</p> <p>(1) 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。</p> <p>(2) 議会の議員から議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。</p> <p>(3) 市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。</p> <p>2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定める。</p> <p>3 市民、議会及び市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(住民投票) 第 20 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を実施しようとするときは、その事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めなければならない。</p> <p>(住民投票の請求・発議)</p> <p>第 21 条 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。</p> <p>2 市議会議員等は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。</p> <p>3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。</p>
--------------------------	--	--	--	--	--